

省令

〇総務省令第百二十二号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十一条第四号の二の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

総務大臣 林 芳正

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔磁粉探傷試験、浸透探傷試験及び渦電流探傷試験〕</p> <p>第二十条の八 特定屋外貯蔵タンクの側板とアニユラ板（アニユラ板を設けないものにあつては、底板）、アニユラ板とアニユラ板、アニユラ板と底板及び底板と底板との溶接継手（以下この項において「底部の溶接継手」という。）並びに重ね補修に係る側板と側板との溶接継手（接液部に係るものに限る。）は、磁粉探傷試験を行い、次項に定める基準に適合するものでなければならぬ。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合には浸透探傷試験を、底部の溶接継手（磁粉探傷試験又は浸透探傷試験により、それぞれ次項又は第三項に定める基準に適合していると認められたことがあるものに限り。）が対象となる場合には渦電流探傷試験を行うことができる。これらの場合においては、それぞれ第三項又は第四項に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>4 渦電流探傷試験に関する合格の基準は、試験の対象となる溶接継手を走査したときに生ずる電圧又は電流の値（電氣的信号に変換したものを含む。以下この項において同じ。）が、当該溶接継手を模した試験片に製作した基準となる傷（長さが四ミリメートル、深さが一・五ミリメートルである傷とする。）を走査したときに生ずる電圧又は電流の値を超えないこととする。</p>	<p>〔磁粉探傷試験及び浸透探傷試験〕</p> <p>第二十条の八 特定屋外貯蔵タンクの側板とアニユラ板（アニユラ板を設けないものにあつては、底板）、アニユラ板とアニユラ板、アニユラ板と底板及び底板と底板との溶接継手並びに重ね補修に係る側板と側板との溶接継手（接液部に係るものに限る。）は、磁粉探傷試験を行い、次項に定める基準に適合するものでなければならぬ。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合には、浸透探傷試験を行うことができる。この場合においては、第三項に定める基準に適合するものでなければならない。</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

この省令は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〇文部科学省令第二十九号

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）第二条第三項の規定に基づき、スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

文部科学大臣 松本 洋平

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令（平成三十年文部科学省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二千二十五年度の禁止表」を「二千二十六年の禁止表」に、「二千二十五年一月一日」を「二千二十六年一月一日」に改める。

附則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

〇厚生労働省令第百二十四号

水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和七年環境省令第十九号）の施行に伴い、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

厚生労働大臣 上野賢一郎

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

改正後	改正前
<p>（飲料水に関する衛生上必要な措置等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十三の項、三十五の項、三十六の項、三十九の項、四十一の項及び四十七の項から五十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。</p> <p>ロ 水質基準省令の表中十の項、二十二の項から三十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。</p>	<p>（飲料水に関する衛生上必要な措置等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。</p> <p>ロ 水質基準省令の表中十の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。</p>

その他告示

○法務省告示第百五十一号

土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第三条第一項第七号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

令和七年十二月二十三日

法務大臣 平口 洋

公益社団法人民間総合調停センター

大阪市北区西天満二丁目十二番五号 大阪弁護士会館

名 称	主 たる 事 務 所
公益社団法人民間総合調停センター	大阪市北区西天満二丁目十二番五号 大阪弁護士会館

○外務省告示第百四十六号

平成十七年十月十九日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の附属書Iの一部は、同規約第三十四条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、同条の規定により令和八年一月一日に効力を生ずる。

(令和七年十一月十五日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡) 令和七年十二月二十三日

外務大臣 茂木 敏充

附属書Iの題名を次のように改める。

附属書I 二千二十六年の禁止表(二千二十六年一月一日に効力を生ずる世界ドーピング防止規

範)

S1. 1 中「類似の化学構造又は類似の生物学的効果」を「類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質(それらのエステルを含む)」に改める。

S2. 1. 1 中「ペギネサライド」の下に「ベグモレサライド」を加える。

S3 例外中「吸入されるサルメテロール(二十四時間に最大で二百マイクログラム)」を「吸入されるサルメテロール(分割投与で二十四時間に最大で二百マイクログラム。いかなる用量から開始しても八時間に百マイクログラムを超えないもの)」に改める。

S4. 1 中「ニードロステノン(五アルファアンドロスターニードロスターニードロステノン)」の次に、「ニードロステノン」「五クロメナー四一オン(アルファナフトフラボン、七・八ベンゾフラボン)」を加える。

S4. 4. 1 4. 1 を次のように改める。

S4. 4. 1 アデノシン一りん酸活性化たんぱく質キナーゼ(AMPK) 活性化剤(例えば、五-N、六-N-ビス(ニードロフルオロフェニル)ニ・ニ・オキサジアゾロ「三・四-b」、ピラジニ・五・六-ジアミン(BAM-15)、AICAR、ミトコンドリアオーブンリーディングフレーム十二SRNAic(MOTSic))

ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ(PPARdelta)作用剤(例えば、ニ・ニ・メチル四一(四一メチルニ一(四一(トリフルオロメチル)フェニル)チアゾール五一(イル)メチルチオ)フェノキシ)酢酸(GW一五-16、GW五〇一五-16)

リパーアルファ作用剤(例えば、SR九〇〇九、SR九〇一)

M1. 1 M1. 1 を次のように改める。

M1. 1 自己血、同種血若しくは異種血又は赤血球生成物(由来を問わない)を、その量にかかわらず、循環器に投与し、又は再注入すること。血液又は血液成分の採取(交換法による採取を含む)を行うこと(1)分析目的(医学的検査又はドーピング管理を含む)又は(2)実施する国の関連する規制当局によって登録された採取センターにおいて提供目的で行われる場合を除く。

四 (略)	四 (略)
イ (略)	イ (略)
ロ 水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十三の項、三十五の項、三十六の項、三十九の項、四十一の項及び四十七の項から五十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。	ロ 水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。
ハ 水質基準省令の表中十の項、二十二の項から三十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。	ハ 水質基準省令の表中十の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。
ニ 水質基準省令の表中十四の項、十六の項から十九の項までの項、二十一の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。	ニ 水質基準省令の表中十四の項、十六の項から二十の項までの項及び四十五の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。
五〇八 (略)	五〇八 (略)
2 (略)	2 (略)

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省令第五十六号

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成十七年政令第三十五号)第二条第一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定に基づき、経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

改正する省令

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令(平成十七年農林水産省令第十二号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(関税割当数量) 第五条 令第二十一条の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は八千トンとする。	(関税割当数量) 第五条 令第二十一条の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は八千四百トンとする。

この省令は、令和八年四月一日から施行する。